

重 要 事 項 説 明 書

この福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)サービスの重要事項説明書は、お客様が当社の福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)サービスを受けられるに当たり、予めお客様や介護者(御家族)に対して、本サービスの事業所の運営規程の概要や、その他のサービスを御利用されるに当たり重要な事項を記したものです。
(※ お客様に本文書を交付し説明する事は、法令上義務づけられています。)

1 当社の概要

名 称	株式会社 アリスジャパン
事業部署名	商事事業部
所在地	〒721-0964 広島県福山市港町1丁目1番14号
電話番号	084-922-8530
管理責任者	戸田 吉泰
事業概要	<p>商事事業部 福祉用具貸与サービス、福祉用具、介護用品、医療機器販売、住宅改修 等</p> <p>福祉事業部 訪問介護サービス、訪問入浴サービス、在宅配食サービス、居宅介護支援事業所 等</p>
介護保険事業所番号	3471500532

2 運営規程の概要

① 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)に係る職員の体制

管理責任者	1名	(常勤)
専門相談員	4名	(常勤)
その他職員	2名	(常勤)

② 営業日、営業時間及び、休業日

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	○	○	○	○	○	×	×
平日8時30分～17時30分				土曜日8時30分～17時30分			
年末年始12月30日より1月3日までは休業いたします。							

③ 搬入、組立て、搬出、アフターサービス等

当社は福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)サービスの提供に当たり、搬入、組立て、搬出に係る業務及び消毒業務を専門業者に委託提携しております。又、概ね6ヶ月に一度アフターサービス及びメンテナンスを行います。

④ 通常の事業の実施地域

福山市	世羅町	神石高原町	府中市	尾道市	三原市	
岡山県笠岡市	岡山県井原市	岡山県矢掛町	岡山県浅口市	岡山県里庄町		

※ 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1km当たり50円を徴収します。また、搬入又は搬出費用は、利用料金に含まれますが、別途費用が必要となる場合があります。詳しくは担当者が説明いたします。

3 取扱種目、ご利用料金及びお支払い方法

① 福祉用具貸与に伴う取扱種目 (*印は介護予防)

① 車椅子	② 車椅子付属品(クッション、電動補助装置等)
③ 特殊寝台	④ 特殊寝台付属品(マットレス、サイドレール等)
⑤ 床ずれ防止用具	⑥ 体位変換器
⑦ 手すり (*)	⑧ スロープ (*)
⑨ 歩行器 (*)	⑩ 歩行補助杖 (*)
⑪ 認知症老人徘徊感知機器	⑫ 移動用リフト(吊り具を除く)

* 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
(但し、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

* 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
(但し、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

② レンタル料金は、一ヶ月単位となります。

但し、開始月、終了月及び、搬入、搬出が同月内の場合は下記のレンタル料金となります。

1. レンタル開始月
 - ・開始日とその月の15日以前 1ヶ月分
 - ・開始日とその月の16日以降 1/2ヶ月分
2. レンタル終了月
 - ・終了日とその月の15日以前 1/2ヶ月分
 - ・終了日とその月の16日以降 1ヶ月分

3. 搬入、搬出が同月内の場合は、ご利用日数に拘らずご契約料金の1ヶ月分となります。

③ ご利用者負担額について

サービスが介護保険適用とならない場合、ご利用料金が支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。又、居宅サービス計画を作成していない等「償還払い」となる場合にも利用料を全額お支払い頂き、市町にて「償還払い」の手続きを行って頂く事となります。

④ 利用者負担額のお支払い方法

- ① 当社がご請求後、ご指定の口座より引落としを行います。別途、振替依頼の手続きをお願い致します。月末締め翌月27日引落としとなります。但し、初回月分及び、誤記等により再提出が必要な場合は振替手続きが間に合わない場合が御座います。その場合は翌月分と合わせて一括振替となります。
- ② 口座引落とし以外のご契約の場合は、契約に基づき別途お支払い願います。

(参考)

1	もみじ銀行	福山東支店	普通	3810041	口座名	株式会社アリスジャパン 代表取締役 伊藤 健二
3	広島銀行	福山胡町支店	普通	3163711	口座名	同 上
4	郵便局			01340-3-22650	口座名	株式会社アリスジャパン

4 サービスの中止、解約等

- ① 御契約の解除を行う場合は、解約の一週間以上前にご利用者より解約のご連絡をお願いします。
- ② ご利用者が福祉用具貸与サービスに係るご利用料金を3ヶ月以上理由なく滞納した場合は契約を解約頂き商品を回収いたします。
- ③ 商品搬入後、転居又は、設置場所の変更が有る場合は、速やかにご連絡ください。
- ④ 居宅サービス計画が作成された後に、サービスの利用を中止される場合は、速やかに連絡窓口までご連絡ください。キャンセル料金は頂きません。

5 事業の目的及び運営方針

目的 要介護状態にある利用者に適正な福祉用具貸与を提供するとともに、要支援状態にある利用者に適正な介護予防福祉用具貸与を提供します。

- ① 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
- ② 事業所の専門相談員は、要介護状態にある利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者介護者の負担軽減を図ります。
- ③ 事業所の専門相談員は、要支援状態にある利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な介護予防福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持または改善を図ります。
- ④ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

6 相談、苦情等の窓口及び事故発生時の対応

サービスに関するご相談や苦情、事故発生時のお問い合わせ等の窓口は下記の通りです。

- ① 当社の受付担当者 **戸田 吉泰**
お問い合わせ電話番号 **084-922-8530**
- ② その他の苦情・事故受付機関 **各市・町及び、ご利用者の居宅サービス計画作成事業所 等**
- ③ 苦情・事故処理の体制
苦情・事故が発生した場合は、営業担当者より連絡を行い詳しい事情を把握すると共に営業担当者が必要と判断した場合は管理者を含め検討会議を行い、早急に修理、交換等具体的な処理を行います。又、苦情・事故処理の経過を記録し、必要に応じ各保険者へ報告を行うと共に今後の苦情・事故発生、再発防止に努めます。
- ④ 本サービスの提供に当りご利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。但し、当社の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りでは有りません。
免責事項（天災、公権力行使を含む）
レンタル商品の使用を原因としない、ご利用者の急激な身体状況の変化に起因する事故による損害。取り扱い説明書、重要事項説明書又は専門相談員の説明に基づかない使用による損害。

7 個人情報の取り扱いについて

- ① ご利用者またはご家族等に関する個人情報は、介護保険法等の法令に従い当該サービスを円滑に実施する為のサービス担当者会議等においてのみ、必要最小限の範囲で利用する場合があります。
- ② サービス従事者は退職後においても、業務上知りえた個人情報の秘密を保持するものとします。

上記の通り福祉用具の貸与に係る重要事項を説明いたしました。

	事業者	住所	広島県福山市港町1丁目1番14号
			株式会社 アリスジャパン
令和 年 月 日		担当者	印
	利用者	住所
		
		氏名	印
	代理人	住所
		
		氏名	印

● ご利用者からの相談又は苦情・事故等に対応する常設の窓口（連絡先）

・相談・苦情・事故等に対する常設の窓口として、下記の相談担当者を配置しています。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、相談窓口及びお客様の担当者に必ず引き継ぎを行います。

● アリスジャパン商事事業部の窓口

（電話番号） 084-922-8530

（担当者） 相談担当者 戸田 吉泰（専門相談員）

● 各市町村・保険者等の窓口は下記の通りです。

福山市	介護保険課	084-928-1166
世羅町	保健福祉課	0847-25-0294
神石高原町	保健課介護保険係	0847-89-3535
府中市	府中市市民生活部福祉事務所	0847-40-0222
尾道市	高齢者福祉課介護管理係	0848-25-7118
三原市	高齢者福祉課介護保険係	0848-67-6240
笠岡市	市民部介護保険課	0865-69-2139
井原市	介護保険課	0866-62-9519
浅口市	健康福祉部高齢者支援課	0865-44-7113
里庄町	健康福祉課	0865-64-7211
矢掛町	保健福祉課	0866-82-1013
広島県国民健康保険団体連合会	介護保険課	082-554-0783
岡山県国民健康保険団体連合会		086-223-9101